

掛川市規則第14号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「別表第4」を「掛川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年掛川市規則第3号）別表」に改める。

別表第1Aの項中「。以下「中国残留邦人等支援法」という。」を削り、同表備考5(1)中「並びに第2項第1号及び第2号（地方税法第314条の7第1項第2号）」を「（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。））」に改め、同表備考5(2)中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に改め、同表備考5に次のように加える。

(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

(5) 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

別表第4を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。